

インド競争法の制裁金制度及び執行状況

2018年1月30日 13:30~16:30

講師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 大河内 亮氏

1. インド競争法

(1) 概観

①2002年、EU競争法を参考に2002年競争法が成立。2003年インド競争委員会（CCI: Competition Commission of India）が設立。2009年5月に競争不服審判所（COMPAT: Competition Appellate Tribunal）が設立され、反競争的協定、支配的地位の濫用に関する規定が施行された。2011年には企業結合規制が施行された。尚、2017年5月でCOMPATは廃止され、会社法不服審判所（NCLAT: National Company Law Appellate Tribunal）に移行した。

②NCLATは、CCIによる命令等に対する不服申立て（命令等の書面受領から60日以内に行う）を審理し、競争法違反による損害賠償請求の裁定を行う。NCLATの判断について一定の場合に最高裁判所への申立が可能。

(2) 反競争的協定の禁止（2002年競争法第3条）

①事業者等がインド国内競争に相当の悪影響を及ぼす又はその恐れのある協定を物品・サービスに関して締結することを禁止。当該協定は無効。協定とはあらゆる取決め、合意、共同行為をいう。

②CCIは間接証拠のみで協定認定可能との姿勢である。

③水平的協定に関して2002年競争法第3条3項は、競争に相当の悪影響を及ぼすと推定される協定として価格協定、事業活動制限・統制、地域制限、顧客分割、市場分割等を列挙している。これは推定ゆえ反証は可能である。尚、ジョイントベンチャー協定で効率性向上を意図しているものには推定規定の適用はない。

④垂直的協定として列挙されている抱合せ、排他的供給・流通、取引拒絶、再販売価格維持について推定規定はない。

⑤相当の悪影響を及ぼすか否かの判断要素として、マイナス要素（新規参入障壁設定、既存競争事業者の市場排除、参入妨害）、プラス要素（消費者利益の発生、生産・流通・サービス改善、技術的科学的経済的発展促進）がある。

⑥反競争的協定禁止の例外としてインド知財法における知財権保護及びインドからの輸出がある。

(3) 支配的地位の濫用禁止（2002年競争法第4条）

①市場を歪め又は競争相手に対して不当に優位に立つ目的で支配的地位を利用することを禁止。

②CCIの調査ポイントとしては、次の通り：

- ・当該事業者のシェア、規模・資源、経済力、垂直的統合状況、
- ・競争事業者の規模・重要性、
- ・消費者の当該事業者に対する依存度
- ・独占的・支配的地位が生じていること

③支配的地位の濫用に該当する企業活動としては次の通り。

- ・差別的条件、差別的価格、
- ・サービス提供制限、義実的科学的発展制限
- ・市場参入拒否

(4) 反競争的協定及び市場支配的地位の濫用に対する調査・命令

①CCIによる調査

- ・委員会の支持を受けて事務総局長が具体的調査を行う。
- ・裁判所の令状の下で捜索や差押も可(2002年競争法第41条3項)
- ・抜き打ち調査(dawn raid)も可能。2014年9月、JCB India Limited(英国系建設会社)、2016年8月、Eveready Industries India Limitedに対する抜き打ち調査があった。

②CCIの命令

(ア) 排除措置命令

(イ) 制裁金

- ・直近3年間の平均売上高の10%相当を超えない額。カルテルであれば実施期間における各年の収益の3倍か直近3年間の平均売上高の10%相当額のいずれか高い方の額の制裁金を課すこと可。2017年5月8日、Excel Crop Care Limited v. CCI事件判決において、最高裁判所は平均売上高とは違反行為と関連する製品売上高を基礎とすべきと判示。この結果、Excel Cropの制裁金は6億3000万ルピーから3000万ルピーに減額された。

(5) 制裁金事例

年月日	違反法条	制裁金・計算
2014年8月25日 自動車メーカー14社	3条&4条	254億ルピー、3年間の平均売上高の2%相当額
2011年8月12日 DLF(不動産ディベロッパー)	4条	63億ルピー、3年間の平均売上高の7%相当額
2012年6月20日 セメント業者及び業界団体	3条	630億ルピー、3年間の収益の0.5倍

2. リニエンシー制度

2009年に制度施行。最近まで制度利用が不活発であった。

(1) 減免：当局裁量の余地が大きい

- 1番目の申告者：100%まで免除、
- 2番目の申告者：50%まで免除、
- 3番目以降の申告者：30%まで免除

(2) 申請

口頭、電子メール、FAXでの申請可。但し、当局指示あった日より15日以内に所定申請書提出要。

(3) 制裁金減額判断事例

- ①2014年6月、CCIは調査開始決定

2015年1月8日、Pyramid社に情報提供要請

同年3月10日、Pyramid社はリネンシー申請

2017年1月18日、制裁金減額判断の命令、Pyramid社は1番目の申告者であるが、すでにCCIは不正入札情報を有していたので75%を減額。同社社長についても75%を減額。

3. 企業結合規制

(1) インド国内の関連市場における競争に相当の悪影響を及ぼす又はそのおそれのある企業結合の禁止。これに違反する企業結合は無効。

(2) 一定基準を超える企業結合はCCIへの事前届出

(対象会社が資産35億ルピー以下又は売上高100億ルピー以下は除外)

	当事者 (合計)		グループ※ (合計)	
インド国内	資産 200 億ルピー超、又は 売上高 600 億ルピー超	又は	資産 800 億ルピー超、又は 売上高 2400 億ルピー超	
		又は		
全世界	資産 10 億ドル超、又は 売上高 30 億ドル超	又は	資産 40 億ドル超、又は 売上高 120 億ルピー超	

※企業結合規制においては50%以上の議決権を対象とする。

届出義務違反については、売上高又は総資産の1%以下の制裁金が課せられる。

(3) 届出様式

様式1 (手数料150万ルピー) : 通常の様式と様式2 (手数料500万ルピー) : 詳しい内容を要求するものがある。様式2は水平的統合で市場シェア15%超又は垂直的統合で市場シェア25%超が対象。任意で様式2を提出することができる。

(4) 審査期間 :

フェーズI : 30日営業日以内にCCIとして最初の意見、

フェーズII : 210日経過するまでにCCIとして最終判断

(5) 関連市場

地理的関連市場と製品関連市場のいずれか又はその両方を考慮する。地理的関連市場では「言語」も考慮される点が特徴的。

4. その他

(1) 標準必須特許とFRAND条件についても競争法関連問題になっている。

例としてMicromax対Ericsson事件がある。

(2) フランチャイズ契約についても支配的地位濫用の観点から競争法関連問題になっている。例としてOfficial Beverage v. SAB Miller事件がある。

(3) 統計についてはCCIのannual reportを参照のこと。

以上